別紙

定 期 事 業 者 検 査 内 容 に つ い て
（１号機 第７回定期事業者検査）

１．定期事業者検査実施内容

（１）原子炉本体

ドライウェル外周の壁、原子炉建物外壁および原子炉容器の外側の遮蔽壁について、外観検査を行い、その健全性を確認する。

（２）核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建物天井クレーン等および核燃料物質貯蔵設備のうち燃料プール等について、機能・性能検査、特性検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

（３）原子炉冷却系統施設

原子炉補機冷却系の熱交換器、ポンプおよび復水貯蔵タンク等について、機能・性能検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

（４）放射性廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄設備のうち床ドレン・再生廃液系の濃縮器等および固体廃棄物の廃棄設備のうち減容機等について、機能・性能検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

（５）放射線管理施設

エリア・モニタ、排気筒モニタおよび排水モニタ等について、特性検査および機能・性能検査を行い、その健全性を確認する。

（６）原子炉格納施設

原子炉建物常用換気系の給気ファン、排気ファン等および原子炉建物について、機能・性能検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

（７）その他原子炉の附属施設

非常用電源設備のうちディーゼル発電機、蓄電池（所内用）およびサージタンク（補助サージタンク）について、機能・性能検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

（８）その他主要施設

発電所補助設備のうちタービン建物換気系および廃棄物処理建物換気系の給気ファン、排気ファン等ならびに照明設備のうち非常用照明等について、機能・性能検査および外観検査を行い、その健全性を確認する。

２．定期事業者検査期間中に実施する主な工事内容

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はなし。

以 上